

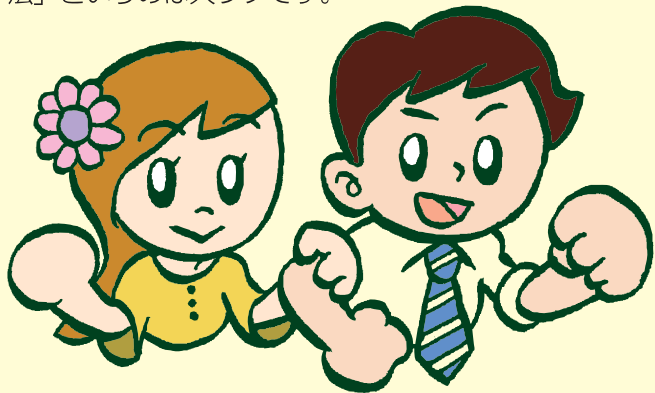
## Q1 96条って何？なぜ変えるの？

安倍首相は、まず憲法第96条から日本国憲法を「改正」していきと言っています。日本維新の会、みんなの党、民主党の一部にもこれに同調する動きが広がっています。

96条は、憲法「改正」には衆参それぞれの3分の2以上の賛成で国民に発議（提案）し、国民投票で過半数の賛成を得なければならないと定めています。安倍首相は、この「3分の2」は厳しすぎるから、「過半数」に改めるべきだと言うのです。

### 〈社会の基本原則を定める憲法だから…〉

しかし、人間が生まれながらにもつ自由や人権を保障するという社会の基本原則を示すのが憲法の役割です。この基本原則が時々多数派のつごうでクルクル変えられないようにするというのが世界の常識です。アメリカは両院の3分の2の賛成にくわえ、4分の3の州議会の承認、ドイツでも連邦議会と連邦参議院の3分の2の賛成が必要です。自民党が日本国憲法が「世界的に見ても、改正しにくい憲法」というのは大ウソです。



## Q2 国民の意思表示がせばめられる？

憲法9条の改悪が国民に受け入れられないため自民党は、「国民に提案される前の国会の手続きを余りに厳格にするのは、国民が憲法について意思を表明する機会が狭められる」などとこじつけています。しかし、国民は、国会の発議した案に「賛成」か「反対」の投票しかすることができません。国民投票にあたっては国民が正確に判断できる情報を保障することが何よりも重要です。

### 〈せばめられるのは国民の知る権利〉

衆参3分の2以上の賛成を得るためには、多くの党派の支持を得ることが必要となり、国会でも徹底した討論をおこなわざるを得ません。そこではじめて国民は改憲案の内容を十分知ることが可能です。それが過半数なら、時の多数党による強行採決による発議もでき、国民はその内容を十分に理解できないまま投票にのぞむことになりかねません。「せばめられる」のは国民の「知る権利」です。

#### 〈第96条（憲法改正の発議、国民投票及び公布）〉

- ①この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。
- ②憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

## Q3 安倍首相は「国会議員の3分の1をちょっと超える人が反対すれば指一本触れることができないのはおかしい」と言っていますが？

もともと憲法は、国民に代わって権力を行使する内閣や国会議員の権力行使のあり方を縛るものとして生まれました。

日本国憲法が内閣や国会議員の憲法尊重擁護の義務（99条）を定めているのはそのためです。その義務をもっとも重く負う安倍首相がそんなことを言うこと自体許されません。

### 〈「憲法がわかっていない」〉

憲法で本来縛られるはずの国会議員が、より少ない人数で自分につごうのいいように憲法を変えることができるようになると、国会の多数派の権力が不当に強められ、憲法が逆に国民を縛るものになりかねず、とうてい国民の人権や民主主義を守ることはできません。憲法学者からは、96条を変えるなんて「憲法がわかっていない」との声があがっています。

